施設名		美唄市小麦集出荷調製施設
施設所管課		経済部農政課
選定方法	選定区分	非公募
	根拠条例	条例第5条第1項第2号
指定期間		平成30年4月1日~平成35年3月31日 (5年間)
指定管理者候補者		峰延農業協同組合 美唄市字峰延37番地

1 公募によらない選定方法の理由

美唄市小麦集出荷調製施設は、峰延農業協同組合管内を受益地区として平成13年に整備した施設で、同協同組合は開設当初から管理委託を行い平成18年度からは指定管理者として管理運営を行っている。作物の品種別作付動向や生産状況等を把握し、施設利用者と調整のうえ受入れから出荷までの計画作成及び受入れ作物の品質等に応じ仕分け調製を行う必要がある。日頃から当該地区における生育状況を把握し、かつ集出荷調製施設操作に係る資格者を有している。利用料金収入による独立採算施設である。

施設の性格上、専門性と継続性が必要な施設であり、同協同組合による管理運営が、設置目的を効果的かつ効率的に達成できると判断できることから、公募によらない選定方法とした。

2 選定理由

提出された申請書類による審査については、資格要件を満たし適正に記載されていた。

峰延農業協同組合は、長年の管理運営による実績、蓄積したノウハウを活かし、美唄産小麦の品質向上、効率的な操業による人件費等の削減に取り組む計画となっている。経営状況も安定している。

継続して管理・運営を行わせることが、施設の目的を効果的かつ効率的に達成できると見込まれる。